

長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会委員

の候補者の推薦に関する公示

長野労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、長野県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、長野県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「長野地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月3日

長野労働局長 三浦 栄一郎



記

長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

- 1 推薦者資格
 - (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、長野県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
 - (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、長野県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。
- 2 候補者資格

候補者は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。
- 3 推薦手続
 - (1) 推薦方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
 - (2) 推薦締切期日

令和7年7月18日（金）
 - (3) 推薦書の提出先

長野労働局労働基準部賃金室（長野市中御所1丁目22番1号）

別紙様式

令和 年 月 日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地・名称・代表者氏名）

長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会の
労働者代表 委員の
使用者代表

候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職（現在の職業・所属団体・地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

長野労働局長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私は、長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会の委員に就任することを内諾します。